

医療法人 豊寿会 斉藤病院
通所リハビリテーション事業所
“桜の郷” 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 豊寿会 が開設する 斉藤病院(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人 豊寿会 斉藤病院 通所リハビリテーション “桜の郷”
- ② 所在地 豊田市四郷町森前南 33 番地 10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1 名(管理者と兼務 1 名)

理学療法士 3 名以上(常勤兼務 2 名)

作業療法士 0 名

言語聴覚士 0 名

看護職員 1 名以上(非常勤兼務 1 名)

介護職員 1 名以上(常勤兼務 1 名)

管理栄養士 1 名(常勤兼務 1 名)

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、水曜日、祝日、事業所指定日を除く。

土曜日は午前までとする。

- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 6 時 00 分までとする。

- ③ サービス提供時間
 - 1 単位目 午前 8 時 30 分から午前 10 時 00 分
 - 2 単位目 午前 10 時 10 分から午前 11 時 40 分
 - 3 単位目 午後 1 時 00 分から午後 2 時 30 分
 - 4 単位目 午後 2 時 40 分から午後 4 時 10 分
 - 5 単位目 午後 4 時 20 分から午後 5 時 50 分までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

1単位目 8名 2単位目 8名 3単位目 8名 4単位目 8名 5単位目 8名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、1割または2割または3割(介護保険負担割合証に示された割合)の額とする。

- ① 健康チェック
- ② 機能訓練
- ③ 日常生活動作訓練
- ④ 集団体操(集団訓練)
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 排泄介助
- ⑦ 相談援助
- ⑧ 栄養相談
- ⑨ 口腔機能の改善
- ⑩ 送迎

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第8条 従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画」という。)を作成することとする。

2 通所リハビリテーション計画は既に、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成することとする。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。

4 従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付することとする。

5 従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。(町名記載)

中金、力石、勘八、平戸橋、枝下、藤岡飯野、石飛、迫、深見、猿投、西中山、加納、本徳、舞木、御船、高町、乙部、乙部ヶ丘、亀首、四郷、井上、青木、越戸、花本、荒井、落合、伊保、貝津、東保見、保見ヶ丘、保見、浄水、上原、大清水、高原、若草、西山、梅坪、東梅坪、扶桑、百々、手呂、美和、市木、双美、平井、水間、川田、高橋、高上
記載以外は要相談とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 欠席をする場合は、連絡をする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 事業所はサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録することとする。

3 提供したサービスに関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

4 市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告することとする。

5 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告することとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は使用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録することとする。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(記録の整備)

第16条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備することとする。

2 事業所は利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

- 一 通所リハビリテーション計画
- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 市町への通知に係る記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

令和 6 年 8 月 1 日 改定する。

7 年 6 月 1 日改定する。